

徳島大学外国人研究者の受入手順書

国立大学法人徳島大学

学務部国際課

(2023.4 改訂)

【 目 次 】

外国人研究者の受入	1
受入内容の変更	3
受入終了	4
称号付与	4
徳島大学外国人研究者受入規則	5
証明書交付願（別紙様式）	17
・ 在任（予定）証明書	18
・ 滞在費支弁証明書	19
・ 滞在予定表	20
・ 研究計画表	21
・ 誓約書	22
・ 招聘状（英・日）	23
・ 外国人研究者についての証明書	25

【外国人研究者の受入】

1. 外国人研究者を受け入れようとする教員(以下、「受入教員」)は、受入期間に関わらず「徳島大学外国人研究者受入承認申請書」(別記様式第1号)を作成し、原則として受入希望日の3ヶ月前までに各地区の学務部国際課(以下、「国際課」)へ提出する。

※国際交流会館(北島)、日亜会館(新蔵)の研究者用宿舍の利用を希望する場合は、部屋数に限りがあるため、事前にご相談ください。

2. 外国人研究者の受入許可は、学長が行うものとし、部局長に専決させることができる。部局長は、専決に当たっては教授会の議に基づき受入を許可することとし、受入を許可したときは、受入部局総務係は、学長宛の「徳島大学外国人研究者受入許可報告書(別記様式第2号)」を各地区の国際課に提出する。(徳島大学外国人研究者受入規則第5条参照)

※協定等に別段の定めがあるときは、当該協定等に定める期間をもって受入期間とすることができます。

※別段の定めによらない1ヶ月未満の受入であっても、受入部局の教授会において研究計画等が十分に審議され、外国人研究者としての受入が認められた場合は、その判断が尊重されます。

3. 受入許可後、受入教員は、必要に応じて外国人研究者のビザの申請に必要な書類等を準備する。

※ビザの申請に必要な書類は、外国人研究者自身で現地の日本国大使館又は総領事館に確認するよう依頼してください。

※在留資格が「短期滞在」以外の場合(収入に応じて「教授」又は「文化活動」となります)は、ビザの申請に先立ち、予め入国管理局から「在留資格認定証明書」の交付を受ける必要があります。(入国管理局への申請手続きは、国際課を通じて行政書士へ委託することができます。)

<在留資格認定許可申請>

必要書類:

- ①在留資格認定証明書交付申請書 … 収入に応じて、「教授」又は「文化活動」
(参照:法務省 HP <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html>)
- ②写真(縦40mm×横30mm)1枚 … 申請日の3ヵ月以内に撮影したもの
- ③旅券コピー(顔写真のページ)
- ④招聘状(様式:P23~24) … 外国語の場合は和訳を添付
- ⑤外国人研究者についての証明書(様式:P25)
- ⑥滞在費支弁証明書
 - ・徳島大学から支給する場合 → 経費支弁証明書(様式:P18)
 - ・私費の場合 → 母国の預金残高証明書
 - ・日本学術振興会(JSPS)等の助成を受ける場合 → 助成元が発行する経費負担証明書
- ⑦誓約書(様式:P21) … 歯科・医師法に抵触する医療行為をさせない旨の誓約
- ⑧滞在費概算書(様式なし)…滞在中の収入(渡航費、滞在費等)と支出(宿泊費、光熱費、交通費、食費、航空運賃、雑費等)を記載

※①のうち「所属機関作成用」は国際課で、④⑤⑥(徳島大学から滞在費等を支給する場合)及び⑦は国際課からの依頼により受入部局で発行します。必要事項を記入後、「証明書交付願」(別紙様式)と一緒に各地区の国際課へ提出してください。

※本学に在学中の外国人留学生が外国人研究者となる場合は、入国管理局にて在留資格の変更手続きを行う必要があります。(入国管理局への申請手続きは、国際課を通じて行政書士へ委託することができます。)

<在留資格変更許可申請>

必要書類:

- ①在留資格変更許可申請書・・・収入に応じて、「教授」又は「文化活動」
(参照:法務省HP <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>)
- ②写真(縦40mm×横30mm)1枚・・・申請日の3ヵ月以内に撮影したもの
- ③旅券コピー(顔写真のページ)
- ④在留カード又は外国人登録証明書
- ⑤大学院修了見込証明書
- ⑥招聘状(様式:P22~23)・・・外国語の場合は和訳を添付
- ⑦外国人研究者についての証明書(様式:P24)
- ⑧滞在費支弁証明書
 - ・徳島大学から支給する場合 → 経費支弁証明書(様式:P18)
 - ・私費の場合 → 母国の預金残高証明書
 - ・日本学術振興会(JSPS)等の助成を受ける場合 → 助成元が発行する経費負担証明書
- ⑨滞在費概算書(様式なし)・・・滞在中の収入(渡航費、滞在費等)と支出(宿泊費、光熱費、交通費、食費、航空運賃、雑費等)を記載
- ⑩手数料・・・許可されるときは4,000円が必要(手数料納付書に収入印紙を貼付)

※①のうち「所属機関作成用」は国際課で、⑥⑦⑧(徳島大学から滞在費等を支給する場合)は国際課を経由して受入部局で発行します。必要事項を記入後、「証明書交付願」(別紙様式)と一緒に各地区の国際課へ提出してください。

4. 受入教員は、以下の書類を送付・提出する。

- ・在留資格認定証明書その他必要となる書類 → 外国人研究者へ送付
 - ・旅行依頼書(徳島大学から滞在費等を支給する場合)
 - ・安全保障輸出管理にかかる事前確認シート
- } 受入部局総務係へ提出
- (参照:研究支援・産官学連携センターHP <http://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/inside/safety-attention.html>)

5. 外国人研究者は、来日後、必要に応じて以下の手続きを行う。

- ・航空券にかかる領収書、搭乗券(半券)その他必要となる書類の提出(滞在費等が支給される場合)

※提出書類に不備がある場合は、滞在費等の支給を受けることができませんのでご注意ください。詳細は受入部局総務係又は各地区の会計課にお問合せください。

- ・住居地の届出(在留期間が3ヶ月以上の場合)

来日後、住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上(入国時に空港で交付された場合)、住居地の市区町村窓口で住居地の届出を行う。

(参照:法務省 入国管理局 HP <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/juukyoti/tyutyoki.html>)

- ・国民健康保険の加入(在留期間が3ヶ月以上の場合)

※詳細は住居地の市区町村窓口でご確認ください。

- ・銀行口座の開設(銀行振込により滞在費等が支給される場合)

※口座開設後は、債主申請書(その他助成元が指定するもの)及び通帳のコピー(見開きページ)を受入部局総務係又は各地区の会計課へ提出してください。

【受入内容の変更】

1. 受入教員は、許可された外国人研究者の受入内容を変更しようとするときは、「徳島大学外国人研究者受入内容変更申請書」(別記様式第5号)を作成し、原則として変更希望日の2ヶ月前までに各地区の国際課へ提出する。
2. 外国人研究者の受入内容の変更許可は、学長が行うものとし、部局長に専決させることができる。部局長は、専決に当たっては教授会の議に基づき変更を許可することとし、変更を許可したときは、受入部局総務係は、学長宛の「徳島大学外国人研究者変更許可報告書」(別記様式第6号)を各地区の国際課に提出する。(徳島大学外国人研究者受入規則第7条参照)

※受入期間を変更する場合で、変更後の期間が変更前の期間の31日前と31日後の間の期間内である時は、受入研究者から部局長へ別記様式第5号で申請し、別記様式第6号により国際課へ提出する。(教授会の議決不要)

3. 変更許可後、外国人研究者は、必要に応じて在留期間の更新手続きを行う。

※許可された在留期間を超えて受入期間を延長する場合は、入国管理局にて在留期間の更新手続きを行う必要があります。(入国管理局への申請手続きは、国際課を通じて行政書士へ委託することができます。)

<在留期間更新許可申請>

必要書類:

①在留期間更新許可申請書

(参照:法務省HP <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>)

②写真(縦40mm×横30mm)1枚 …… 申請日の3ヵ月以内に撮影したもの

③旅券(パスポート)

④在留カード又は外国人登録証明書

⑤外国人研究者についての証明書(様式:P25)

⑥滞在費支弁証明書

・徳島大学から支給する場合 → 経費支弁証明書(様式:P18)

・私費の場合 → 母国の預金残高証明書

・(独)日本学術振興会(JSPS)等の場合 → 助成元が発行する経費負担証明書

⑦滞在費概算書(様式なし) …… 滞在中の収入(渡航費、滞在費等)と支出(宿泊費、光熱費、交通費、食費、航空運賃、雑費等)を記載

⑧手数料 …… 許可されるときは、4,000円が必要(手数料納付書に収入印紙を貼付)

※①のうち「所属機関作成用」は国際課で、⑤⑥(徳島大学から滞在費等を支給する場合)は国際課からの依頼により受入部局で発行します。必要事項を記入後、「証明書交付願」(別紙様式)と一緒に各地区の国際課へ提出してください。

【受入終了】

1. 外国人研究者の受入が終了次第、受入部局総務係は、「徳島大学外国人研究者受入終了報告書」(別記様式第4号)を各地区の国際課へ提出する。

2. 滞在費等が支給される場合、外国人研究者は、帰国日までに出張報告書その他必要となる書類を提出する。

※提出書類に不備がある場合は、滞在費等の支給を受けることができませんのでご注意ください。詳細は受入部局総務係又は各地区の会計課にお問合せください。

【称号付与】

外国人研究者に対し、訪問教授等称号の付与を希望する場合には、受入部局において選考後、受入部局総務係は、学長宛の「訪問教授等称号付与推薦書」(別記様式第8号)を各地区の国際課へ提出する。(「徳島大学外国人研究者受入規則第13条」参照)

【お問合せ及び書類提出先】

学務部国際課

常三島地区:国際企画係(内線:82-7206)

蔵本地区:蔵本分室(内線:83-9109)

※本手順書及び各種様式は、全学掲示板(徳島大学 HP 学内教職員用>掲示板システム>08 国際課)に掲示しています。

※本手順書に記載する証明書以外の書類の発行をご希望の場合は、受入部局総務係にご相談ください。

【最寄りの入国管理局】

法務省 高松入国管理局 小松島港出張所

〒773-0001 小松島市小松島町字外開1-11 小松島みなと合同庁舎内

TEL 0885-32-1530

○徳島大学外国人研究者受入規則

平成26年9月16日
規則第10号制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学(以下「本学」という。)における学術研究の国際交流を推進するため、本学において教育研究活動を行う外国人の研究者(国立大学法人徳島大学と労働契約を締結した者を除く。以下「外国人研究者」という。)の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、各学部、大学院各研究部、教養教育院、先端酵素学研究所、ポストLEDフォトンクス研究所、徳島大学学則(昭和33年規則第9号)第4条に定める共同教育研究施設等及び病院をいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

(受入資格)

第3条 外国人研究者として受け入れることのできる者は、本学の教授、准教授、講師又は助教に相当する資格を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学において共同研究に従事する者
- (2) 本学が海外拠点を置く教育研究機関等から誘致する教育研究ユニットの構成員として、本学において教育研究に従事する者
- (3) その他本学における学術研究の国際交流を推進する上で学長が適当と認める者

(申請)

第4条 外国人研究者を受け入れようとする者(以下「受入研究者」という。)は、徳島大学外国人研究者受入承認申請書(別記様式第1号)を原則として受入希望日の3か月前までに学長に提出するものとする。

(受入れの許可)

第5条 外国人研究者の受入れの許可は、学長が行うものとし、学長は、これを部局長に専決させるものとする。

- 2 部局長は、前項の専決に当たっては、教授会(教授会を置かない部局にあつては当該部局の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等)の議に基づき、受入れを許可するものとする。
- 3 部局長は、前項の規定に基づき、外国人研究者の受入れを専決したときは、徳島大学外国人研究者受入許可報告書(別記様式第2号)により、学長に報告するものとする。
- 4 学長は、前項の報告を受けたときは、徳島大学外国人研究者受入許可通知書(別記様式第3号)により、受入研究者に通知するものとする。
- 5 部局長は、外国人研究者の受入期間が終了したときは、徳島大学外国人研究者受入終了報告書(別記様式第4号)により、学長に報告するものとする。

(受入期間)

第6条 外国人研究者の受入期間は、協定等に別段の定めがある場合を除き、原則として1年以上1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、受入期間を延長することができる。

(受入内容の変更)

第7条 受入研究者は、第5条第2項により許可された内容を変更する必要があるときは、徳島大学外国人研究者受入内容変更申請書(別記様式第5号)を学長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、外国人研究者の受入期間を変更する場合であつて、変更後の期間が、変更前の期間の31日前と31日後の間の期間内であるときは、受入研究者から部局長への報告をもって代えることができる。
- 3 第1項に掲げる変更の手続きについては、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 4 部局長は、前項の規定に基づき、第1項の変更を専決したときは、徳島大学外国人研究者受入内容変更許可報告書(別記様式第6号)により、学長に報告する。

5 学長は、前項の報告を受けたときは、徳島大学外国人研究者受入内容変更許可通知書（別記様式第7号）により、受入研究者に通知するものとする。

（経費の支給）

第8条 外国人研究者には、渡航費、滞在費及びその他の費用は支給しない。ただし、寄附金で支出できる場合及びその他の経費で予算責任者が支出を認める場合は、この限りでない。

（施設等の使用）

第9条 学長は、外国人研究者がその活動に従事するために必要な本学の施設、設備等を使用させることができる。

（規則の遵守等）

第10条 外国人研究者は、本学の諸規則を遵守するとともに、部局長の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第11条 外国人研究者は、故意又は重大な過失により本学の施設、設備等を滅失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

（受入れの取消）

第12条 学長は、外国人研究者が、教育研究その他本学の正常な運営に重大な支障を生じさせたときは、当該外国人研究者の受入れを取り消すことができる。

（訪問教授等の称号の付与）

第13条 学長は、外国人研究者の受入れに際し、本学の教員と同等の資格があると認められる者で、部局長が推薦するものに対しては、訪問教授、訪問准教授、訪問講師又は訪問助教の称号を付与することができる。

2 部局長は、前項の推薦にあたっては、国立大学法人徳島大学教員選考基準（平成16年4月1日裁定）に準じて選考し、訪問教授等称号付与推薦書（別記様式第8号）を学長に提出するものとする。

3 学長は、前項の推薦に基づき称号の付与を決定したときは、通知書（別記様式第9号）により、部局長に通知するものとする。

（外国に長期間滞在する日本人研究者の受入れ）

第14条 外国に長期間滞在する日本人研究者の受入れについては、この規則による外国人研究者に準じて取り扱うものとする。

（雑則）

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究者の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年9月16日から施行する。

2 徳島大学外国人研究者受入要項（昭和56年7月28日制定。）は、廃止する。

3 この規則施行の日の前日に受け入れている外国人研究者及び同日までに受入れを決定され、平成26年9月16日以降に受け入れる外国人研究者は、この規則により受入れを決定されたものとみなす。

附 則（平成27年3月17日規則第40号改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日規則第64号改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月18日規則第20号改正）

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

2 この規則施行の日の前日に受け入れている外国人研究者及び同日までに受入れを決定され、平成29年10月1日以降に受け入れる外国人研究者は、この規則により受入れを決定されたものとみなす。

附 則（平成31年3月26日規則第81号改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日規則第58号改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号

徳島大学外国人研究者受入承認申請書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

(受入研究者)
所属部局等名
職名・氏名

徳島大学外国人研究者受入規則第4条の規定に基づき、下記のとおり受入を申請します。

記

(フリガナ) 氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日	国籍	
日本における住所 (予定)			
所属機関・職名等			
学歴・学位			
専攻			
研究題目			
受入期間	(和暦) 年 月 日 から (和暦) 年 月 日まで		
受入理由			
旅費等の出所	渡航費 滞在費 その他の費用		

別記様式第2号

徳島大学外国人研究者受入許可報告書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

部局名
部局長名

(和暦) 年 月 日付けで申請のありました外国人研究者の受入れについて、下記のとおり許可しましたので、報告します。

記

1 氏名 (フリガナ)

2 受入期間 (和暦) 年 月 日 ~ (和暦) 年 月 日

3 受入研究者
(所属・職・氏名)

4 研究題目

徳島大学外国人研究者受入許可通知書

(和暦) 年 月 日

(受入研究者名) 殿

徳島大学長
学長名

(和暦) 年 月 日付けで申請のありました外国人研究者の受入れについて、下記のとおり許可しましたので、通知します。

記

1 氏名 (フリガナ)

2 受入期間 (和暦) 年 月 日 ~ (和暦) 年 月 日

3 受入研究者
(所属・職・氏名)

4 研究題目

別記様式第4号

徳島大学外国人研究者受入終了報告書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

部局名
部局長名

下記のとおり外国人研究者の受入れが終了しましたので、報告します。

記

1 氏名 (フリガナ)

2 受入期間 (和暦) 年 月 日 ~ (和暦) 年 月 日

3 受入研究者
(所属・職・氏名)

4 研究題目

5 研究成果概要

徳島大学外国人研究者受入内容変更申請書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

(受入研究者)
所属部局等名
職名・氏名

徳島大学外国人研究者受入規則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり受入内容の変更を申請
します。

記

(フリガナ) 氏 名		性別	男・女
生 年 月 日	年 月 日	国籍	
研 究 題 目			
受 入 期 間	(和暦) 年 月 日 ~ (和暦) 年 月 日		
変 更 内 容	受入研究者 研究題目 受入期間 (和暦) 年 月 日 ~ (和暦) 年 月 日		
変 更 理 由			
備 考			

別記様式第6号

徳島大学外国人研究者受入内容変更許可報告書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

部局名
部局長名

(和暦) 年 月 日付けで申請のありました外国人研究者の受入内容の変更について、下記のとおり許可しましたので、報告します。

記

- 1 氏名 (フリガナ)
- 2 変更内容

別記様式第7号

徳島大学外国人研究者受入内容変更許可通知書

(和暦) 年 月 日

(受入研究者名) 殿

徳島大学長
学長名

(和暦) 年 月 日付けで申請のありました外国人研究者の受入内容の変更について、下記のとおり許可しましたので、通知します。

記

- 1 氏名 (フリガナ)
- 2 変更内容

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

部局名
部局長名

訪問教授等称号付与推薦書

徳島大学外国人研究者受入規則第13条第1項の規定に基づき、訪問教授(※)の称号の付与について、下記の者を推薦します。

記

- 1 氏名(フリガナ)
- 2 国籍
- 3 付与期間 (和暦) 年 月 日～(和暦) 年 月 日まで
- 4 推薦理由
(履歴書添付のこと)

※ 訪問准教授、訪問講師又は訪問助教の称号に読み替える。

通 知 書

<p>(氏名)</p> <p>Name</p>	<p>(徳島大学外国人研究者)</p> <p>Visiting Research Fellow,</p> <p>Tokushima University</p>
<p>(通知内容)</p> <p>徳島大学訪問教授(※)の称号を付与する。</p> <p>付与の期間は、(西暦) 年 月 日までとする。</p> <p>This is to certify that _____ has been</p> <p>appointed as a visiting professor(※) at Tokushima University,</p> <p>commencing _____ of _____, _____, terminating _____ of</p> <p>_____, _____.</p> <p>(西暦) 年 月 日</p> <p>Date :</p> <p>徳島大学長</p> <p>President of Tokushima University</p>	

※訪問准教授 (visiting associate professor)、訪問講師 (visiting lecturer) 又は訪問助教 (visiting assistant professor) に読み替える。

証 明 書 交 付 願

部 局 長 殿

(受入研究者)

所属部局等名

職 名・氏 名

印

私は、下記の外国人研究者受入に伴い証明書を必要としますので、交付くださるようお願いいたします。

記

外国人研究者氏名 (フリガナ)

国 籍

生年月日 年 月 日生 (歳)

受入期間 (和暦) 年 月 日～ (和暦) 年 月 日

- ◆ 証明書の種類
- | | |
|--|---|
| 1. 在任 (予定) 証明書 | 部 |
| 2. 滞在費支弁証明書 | 部 |
| 3. 滞在予定表 | 部 |
| 4. 研究計画表 | 部 |
| 5. 誓約書
(医師法に抵触する医療行為をさせない旨) | 部 |
| 6. 招聘状 (英文) | 部 |
| 7. 招聘状 (和文) | 部 |
| 8. 外国人研究者についての証明書 | 部 |
| 9. 在留資格認定証明書交付申請書
(必要事項は受入教員が記入し国際課に提出) | 部 |

◆ 必要理由

◆ 提出先

(和暦) 年 月 日

在任（予定）証明書

法 務 大 臣 殿

徳島大学
部局長

下記の者は、外国人研究者として において研究に従事している
ことを証明します。

なお、受入期間は（和暦） 年 月 日から（和暦） 年 月 日まで（の
予定）です。

記

国 籍

氏 名

生年月日

滞 在 費 支 弁 証 明 書

法 務 大 臣 殿

徳島大学
部局長

下記のとおり、滞在費として支給することを証明します。

記

国 籍

氏 名

生年月日

滞 在 費

支給期間

経 費

滞 在 予 定 表

徳島大学

部局長

■ 外国人研究者名
(フリガナ)

■ 滞在予定期間 (和暦) 年 月 日～(和暦) 年 月 日

年 月 日	予 定	宿 泊 先
(和暦) 年 月 日	来 日	市内ホテル
(和暦) 年 月 日	徳島大学 において研究開始	
}	}	
(和暦) 年 月 日	研究終了	
(和暦) 年 月 日	帰 国	

研 究 計 画 表

徳島大学

部局長

■ 外国人研究者名
(フリガナ)

■ 滞在予定期間 (和暦) 年 月 日～(和暦) 年 月 日

研究テーマ	
研究内容	

(和暦) 年 月 日

誓 約 書

法 務 大 臣 殿

徳島大学

部局長

徳島大学〇〇〇〇において共同研究をする外国人研究者については、
医師法に抵触する行為等は一切行わせないことを誓約します。

記

国 籍

氏 名

(フリガナ) ()

生年月日

年 月 日

別紙様式



FACULTY OF ○○○○
TOKUSHIMA UNIVERSITY
, TOKUSHIMA, 770-850 ×, JAPAN

LETTER OF INVITATION

Dear (外国人研究者名)

I am delighted to extend an official invitation to you to Faculty of _____, Tokushima University as a Foreign Researcher in accordance with the details specified below.

1. Period of invitation:
2. Research subject:
3. Host professor:
4. Financial source for travel expenses and accommodation:

We are looking forward to your visit.

_____/_____/_____

Yours sincerely,

○○○○○

Dean

Faculty of ○○○○

Tokushima University

OFFICIAL SEAL

別紙様式

招 聘 状

(外国人研究者名) 様

私は、あなたを外国人研究者として徳島大学〇〇〇〇に招待できますことを嬉しく思います。

1. 招聘期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
2. 研究題目：
3. 受入教員：
4. 旅費及び滞在費：

あなたの訪問を心よりお待ちしております。

年 月 日

徳島大学
部局長

外国人研究者についての証明書

法 務 大 臣 殿

徳島大学

部局長

下記の者を、徳島大学〇〇〇〇に外国人研究者として公式に招聘することを証明します。

記

1. 氏 名
(フリガナ) ()
2. 生年月日 年 月 日生
3. 国 籍
4. 招へい期間 (和暦) 年 月 日～(和暦) 年 月 日
5. 本学における
研究活動
6. 受入教員
7. 滞在費の出 途 等
渡航費：
滞在費：